

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

令和元年9月4日

○出席委員

委員長	河村 孝	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・小竹教育長
- ・山本教育委員会総務課長、寺本課長補佐、永野係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	中山 真緒
書記	

(午前11時33分 開会)

○河村 孝委員長 皆さん、お疲れさまです。

ただいまから文教産業常任委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第39号、鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第40号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正についての議案2件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第39号、鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

教委総務課長。

○山本教育委員会総務課長 よろしく申し上げます。教委総務課山本です。

それでは、議案第39号、鳥羽市幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明をいたします。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、用語等の改正を行います。

それでは、新旧対照表の48ページをお願いします。

本年5月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創出されたことから、よりわかりやすく新たな認定を区別するために所要の改正を行うものです。

改正箇所については、5点ほどになります。

まず、1点目は、現行条例第5条の見出しを保育料から利用者負担額に、あわせて、5条中の以下保育料というを削除します。

2点目ですが、現行条例第5条中の支給認定保護者という表現につきまして、上位法である子ども・子育て支援法の改正に伴い、教育・保育給付認定保護者に改めます。

3点目ですが、5条中第2項では、本市の幼稚園、保育所に在籍する児童が同一世帯に2人以上あるときは、2人目以降の保育料を無料とすることを規定しておりますが、今回の幼児教育無償化の開始に伴い、本市の幼稚園の児童に係る保育料は全て無料となるため、同規定を削除します。

4点目につきましては、現行条例第6条では保育料の徴収方法について規定しておりますが、幼稚園における保育料が無料となるため、同規定についても削除を行います。

5点目ですが、第6条を削除することに伴い、現行の第7条を第6条とし、第8条を第7条とする改正をあわせて行います。

以上、説明とさせていただきます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第39号について、ご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 1点だけお伺いします。

この第5条ですけれども、見出しの保育料としているのを利用者負担額と、この文言を改めたというのは、何か理由があるか教えてください。

○河村 孝委員長 教委総務課長。

○山本教育委員会総務課長 先ほど説明にもさせていただいたように、支援法の改正の中で表現等も変えさせていただいて、保育所の保育料と幼稚園の利用料と分けるところの意味もございまして、そういう表現を変えさせていただきました。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、議案第40号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

教委総務課長。

○山本教育委員会総務課長 議案第40号、鳥羽市立かもめ幼稚園預かり保育条例の一部改正について説明をいたします。

この条例の改正につきましても、子ども・子育て支援法等の一部改正による幼児教育・保育の無償化の施行に伴い、所要の改正をするものです。

この条例中、主な改正箇所は4カ所になります。

新旧対照表の49ページをお願いします。

まず、1点目ですが、現行条項の第7条第1項中に、(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の第30条の4第2号に規定する小学校就学前子どもを除く)を加えます。そのことにより、保育の必要性の認定を行った子どもについての利用料の無償化を規定するものになります。

あとの3カ所の訂正箇所につきましては、子ども・子育て支援法施行令の改正による関連条項に改めたものになります。

資料を事前に出させていただいています。文教産業常任委員会、教育委員会総務課1という資料がお手元にあると思うのですが、その左の欄の下の方に、幼稚園の預かり保育を利用するための子供たちということで、対象者・利用料ということで、今回、市町村から保育の必要性の認定を受ける必要があるというふうに書かせていただきました。預かり保育につきましては、幼稚園で行う昼からの保育所という扱いの中の第2号認定の認定を受けた子供が利用する。それを受けていない人もおるんですが、受けた子供の保育料につきましては、月額1万1,300円を上限に無償とするということで法律の改正がされておりますので、今回、隣の表の一番下の部分、その表の中にはそういう記述は出てきませんが、うちの上限が8,000円になっておりますので、認定を受けた子供は、月額は無料になるということになります。

以上、説明とさせていただきます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第40号について、ご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、お聞きします。

2号認定について、もうちょっと詳しく、どんなものか教えていただけますか。

○河村 孝委員長 教委総務課長。

○山本教育委員会総務課長 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子供であって、第19条第1項第2項の内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるものと書いてありますので、昼間、保育所同様、仕事に行っていたり、見る人がいないということで、保育所と一緒に2号認定になるという定義になります。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 では、無償化されるということなんですけれども、今現在どれぐらいの対象者がいますでしょうか。

○河村 孝委員長 教委総務課長。

○山本教育委員会総務課長 通常、登録制度にはなっております。日にちおきに利用したり、スポットで利用したりというような利用も可能になっておりますが、通常的に仕事をしているということで預かりをしている子供は3人程度です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 先ほど副食の問題で、いろいろ今後無償化できないかというような議論があったと思うんですけども、この預かりの部分というのも、保育所が当然無償で預かるとするという経緯も含めて、いろんな先ほど言われたように基準があると思うんですけども、今後は、鳥羽市は本当に子育て支援の日本一という考えからすると、この預かり自体も全面的に無償にしていく方向が正しいのかどうかとかそういう議論が必要やと思うんですけども、この辺ちょっと教育長、考えを聞かせてください。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 これは、今、子育てのほうともいろいろと協議しながら進めておるところでございまして、きょうの議場のほうでも市長が申しましたように、その方針に従いながら議論を深めていきたいと。同時に、市民の要望も大事にしながら進めていきたいというふうに考えております。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ぜひ今後いろんな意見を吸い上げて、教育委員会で結論を出していただいて、いい方向に結論づけていただくようによろしくお願いします。

以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ありませんか。

ないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第39号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

議案第40号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。

(午前11時46分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和元年9月4日

文教産業常任委員長 河 村 孝